

平成30年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	志摩市介護老人保健施設「志摩の里」	所在地	三重県志摩市志摩町片田4807-1
指定管理者名	公益社団法人地域医療振興協会	指定期間	平成30年4月1日から令和10年3月31日
設置目的	介護老人保健施設の開設による管理・運営		
業務内容	老人保健施設設置条例第5条各号に規定する老人保健施設の業務 介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション等の事業の実施に関する業務		
施設概要	入所定員100名、ユニット型個室（1ユニット10室、10ユニット）		
職員体制	医師2名、看護師・准看護師15名、介護福祉士46名、相談員3名、介護支援専門員3名、事務6名、その他臨時等20名		
施設所管課名	介護・総合相談支援課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	比較(C-B)	
事業 収支	収入	指定管理料	10,535,665	10,535,665	0	-10,535,665
		利用料金	585,585,623	599,164,883	588,962,632	-10,202,251
		その他	8,471,790	9,761,050	6,566,951	-3,194,099
		計(a)	604,593,078	619,461,598	595,529,583	-23,932,015
	支出	人件費	430,967,938	449,712,292	448,720,481	-991,811
		管理運営費	154,219,374	159,414,295	159,154,006	-260,289
		その他	11,441,955	13,404,894	1,551,268	-11,853,626
		計(b)	596,629,267	622,531,481	609,425,755	-13,105,726
収支差引額(a-b)		7,963,811	-3,069,883	-13,896,172	-10,826,289	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	(収入) 指定管理料が無くなったことによる収入の減少。 (収入) 利用料金について、介護報酬改定による単価の減少により収入が減少。 (支出) 公益事業負担金の減少によるその他支出の減少。
----------------------------------	---

3 総合評価

指定管理者	市
<p>利用者数は前年度より増加したものの介護報酬改定による単価の減少により、全体の収入が減少する結果となった。</p> <p>また指定管理料が無くなったことによる収入の減少も大きく影響した。</p> <p>施設の管理運営については協定書に基づき、また法令を遵守し、適切に行っている。</p> <p>利用者のニーズ・満足度について54人にアンケートを実施し、31人の回答を得た（回収率56%）。接遇について（言葉遣い、態度、接し方、身だしなみ）の満足度については、良い：63%、普通：25%、悪い：0%、無回答：12%。</p> <p>施設生活（生活リズム、気を遣う、不便）の満足度については満足：48%、どちらともいえない：34%、不便を感じる：12%であった。</p>	<p>収入については、平成30年度から令和9年度の10年間の指定管理料が0円になったことにより前年度と比較し減収となっている。また、報酬改定により、加算要件が変更したことが減収の要因である。平成29年度の利用者数（延人数）は、入所28,363人、短期入所5,258人、デイサービス6,713人に対し、平成30年度は入所29,874人、短期入所4,374人、デイサービス6,703人である。入所で1,577人増加、短期入所884人減少、デイサービス10人の減少である。</p> <p>施設全体では、利用者数は増加している。平成31年度以降は、訪問リハビリサービス事業を追加し、施設サービス加算要件の取得と利用者の増加から増収となる見込である。</p> <p>管理運営の面では、毎月の事業報告、年度別の事業報告のほか、年3回の管理運営会議を開催し、市と適宜情報共有を行っている。施設の設置目的に準じた適した管理運営を行っている。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して管理を実施した。	A	市条例に規定する設置目的に基づき、事業計画にも経営方針として記載され理解されている。
	②施設設置目的の達成度	A	施設の目的である介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下でのサービス提供を実施できた。	A	市条例に規定する設置目的である高齢者等の健康の保持及び福祉の増進について達成できたと思われる。
	③運営状況	A	事業計画とおりの併用日数・時間を達成した。	A	事業計画書に計画された運営が行われた。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	法定人数以上の有資格者の配置、その他の職員も適正に配置した。勤務実績においても特に問題はなかった。	A	職員の配置は適切に行われており、勤務実績も改善が必要な点は見受けられなかった。
	⑤意思疎通	A	毎月の業務報告および情報共有が必要な事柄が発生した際は遅滞なく報告を行った。	A	年3回の管理運営協議会を開催し、連絡調整を行った。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	B	備品管理について、廃棄処分時の報告と備品台帳の車椅子残数が異なっていた。調査後、訂正を行った。
	⑦使用許可等	A	使用許可等申請が適正に行われていたか。	A	協定書に定める業務について、適切に行われている。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	徴収、減免、還付等は帳簿等が作成され、適正に行われていたか。	A	介護サービスに係る自己負担額等は適切に管理されている。
	⑨個人情報	A	個人情報の取扱いが適正になされていたか。	A	個人情報取り扱い特記事項のとおり適正な取り扱いを行った。
	⑩法令遵守	A	関係法令を遵守していたか。	A	介護保険法令および老人保健施設設置条例第5条各号の規定を理解し遵守した。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価					
		指定管理者		市			
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由		
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	ご意見箱の設置によりニーズの把握および、ニーズに合わせたサービスの提供を行った。(音楽療法:週2回、メイク療法:2ヶ月に1回、書道教室:週3回、絵画教室:週2回)	A	退所後の利用者のケアのために新たに訪問リハビリテーション事業開始に向けての検討を行った。		
	②利用者の平等な利用	A	定期的な勉強会を実施し、サービスの平準化を行い高い質のサービス確保を図った。CS委員会を設立しており、毎月開催。顧客満足についての討論を行っている。	A	サービス水準は、期待される水準であった。		
	③適切な情報提供	A	イベント情報などを施設内で掲示。またHPにも施設内の画像を掲載することにより情報提供を行った。志摩の里まつり、歌謡ショー(毎月)	A	掲示物などで、施設利用者に広く情報提供している。		
	④非常時・緊急時の対応	A	緊急時マニュアルが整備され、従業員訓練の実施や事故発生時・緊急時の対応は適切か。	A	適切に整備されている。		
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	苦情解決に向けて、関係者を集め会議を行っている。事故があった場合についても、適切に報告されている。		
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていたか。	A	志摩の里祭りを実施し、利用者から好評をいただいた。毎年実施している。	A	自主事業や地域イベントに救護班及びボランティアとして参加し、積極的に地域貢献を行っている。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	A	毎月、経営会議を実施し改善点の把握と改善実施により次年度につなげる取組を行った。	A	年3回管理運営会議で市に報告をし、次年度につなげている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	毎月の施設巡視活動により、建物・設備の状況を把握している。専門業者による保守点検の実施も行っている。	A	適宜、外部に保守点検契約をし、管理を行っている。		
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていたか。	B	備品管理について、廃棄処分時の報告と備品台帳の車椅子残数が異なっていた。調査後、訂正を行った。		
	③備品・設備等の整理整頓	A	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	施設評価シート作成時に、現地確認を行ったが特に問題はなく整理整頓がされている。		

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することができない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	協定書に定められた額未満の修繕は速やかに実施した。市の予算にて行う修繕が発生した場合には遅滞なく所管課と調整を行った。	A	管理運営会議等で長期的な修繕計画や施設運営に支障のある修繕工事は適宜調整を行いながら施工している。
	⑤清掃業務	A	業者による清掃委託により清潔な状態を保つよう努めた。	A	施設評価シート作成時に現地で目視確認を行ったが、清潔な状態に保たれている。
	⑥防犯体制	A	帳簿による鍵の管理を適切に行った。防犯対策のために警備会社による遠隔警備を実施している。	A	入退出は、管理されており問題は見られない。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類も保管している。簿記有資格者による会計処理および委託税理士による確認作業も実施している。	A	毎月の事業報告、年度ごとの事業報告も適宜適切に行われている。
	②公租公課に滞納はないか	A	国税・地方税・社会保険料等の公的な債務について、履行遅滞となっていないか。	A	滞納はない。
	③適正な収支状況にあるか	A	前年度から引き続いて赤字であったが、大きな債務はなかった。次年度からは改善に取り組み、黒字化を見込んでいる。	A	報酬改定の影響で、事業収支が減収しているが、次年度以降事業を拡大する予定し改善していく。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。